

# 平成17年度日本学生支援機構「適格認定奨学金継続願」

## の配付・提出について

平成17年度日本学生支援機構「適格認定奨学金継続願」の手続きを下記のとおり行いますので、該当する奨学生は期間中に必ず済ませてください。手続きを怠ると平成18年4月から奨学生としての資格を失います。

### 1. 対象者

第一種奨学生（平成12年度以降採用者）及び第二種奨学生（平成11年度以降採用者）で平成17年10月現在貸与中の者。

ただし、以下の該当者は今回の手続きは必要ありません。

- ・最高学年の者 注1)
- ・平成17年10月以降の追加採用・緊急採用者
- ・平成16年9月までに異動願を提出し、振込を休止・停止している者 注2)

2. 手続場所：所属する学部・研究科等の奨学金担当係

3. 手続期間：12月中旬～1月下旬の予定ですが、学部・研究科等によって異なります。提出締切は各学部・研究科等の奨学金担当係に確認してください。)

4. 手順 「適格認定奨学金継続願」等が入った個人別窓付封筒を所属する学部・研究科等で受け取る。

「適格認定奨学金継続願」に必要な事項を記入・押印して提出する。  
記入については「奨学生のしおり」を参考にする。

注1) 平成18年3月で奨学金が満期となる奨学生は対象外です。「返還誓約書」及び「返還のてびき」を10月中旬に配付しておりますので、12月16日までに生活支援課奨学チーム（奨学金担当）に提出してください。

注2) 平成16年10月以降の振込みがある者は、継続願を配布しています。継続願の提出は不要ですが、貸与額通知書の明細を確認してください。（11月までに異動願を提出し辞退・退学となった者には継続願を配布しません。）

注3) 平成18年度貸与期間が残る者で平成18年4月以降の奨学金の継続を希望しない者（辞退・退学予定者）は、「適格認定奨学金継続願」を提出せず、異動願（辞退）を速やかに作成し、各学部・研究科等の奨学金担当係で学部・研究科長印を押印してもらってから「学生部生活支援課奨学チーム（奨学金担当）に提出してください。

注4) 学外で研究中等の理由により「適格認定奨学金継続願」の受取りが困難な者は、本学ホームページのキャンパスライフ>奨学制度>日本学生支援機構の奨学金に「適格認定奨学金継続願（様式）」を掲載していますので、12月中旬以降に各学部・研究科等の奨学金担当係に提出期限を確認のうえ、利用・提出してください。